

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 0 日

笠岡市内地域密着型サービス事業所 管理者 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議の取扱いについて（第3報）

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、令和2年3月26日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議の取扱いについて（第2報）」により、運営推進会議開催自粛（中止）の取扱い対象期間の延長について通知したところですが、依然として国内において新型コロナウイルス感染症が相次いで確認されており、岡山県においても3月22日県内初の感染者が確認され、以後緩やかではありますが感染者が増加傾向にあり、隣接する広島県福山市においても感染者が増加しクラスター感染も発生している状況です。また、4月7日には感染者が短期間で多数発生した7都道府県に対して、4月16日には残りの全都道府県に対し緊急事態宣言が発出される事態となり、国内の感染状況は日々深刻化しております。

このような状況から、本市の対応について再度検討した結果、次のとおり取扱うこととしましたので、各事業所において適切な対応をお願いいたします。

記

- 1 運営推進会議の取扱いについて
原則、開催は中止してください。
※なお、運営推進会議を中止した場合であっても運営基準違反とならない取扱いといたします。
- 2 取扱い対象期間
令和2年5月1日（金）から当面の間

注：取扱い対象期間については、新型コロナウイルス感染の流行状況、厚生労働省及び岡山県から新たに方針等が示された場合変更となる可能性があります。また、取扱い対象期間の終期につきましては、状況を総合的に勘案し決定いたします。その際はあらためて通知いたします。
- 3 中止した場合の対応について
令和2年3月2日付け事務連絡で通知した内容と同様に対応をお願いします。
(令和2年5月以降に開催予定している運営推進会議の状況を把握したいと考えております。お手数をお掛けしますがご対応よろしくをお願いいたします。)
- 4 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について
令和2年3月2日付け事務連絡で通知した内容から変更はありません。

- 5 認知症対応型共同生活介護の外部評価について
令和3年度に外部評価を2年に1回とする免除申請を予定している事業所につきましては長寿支援課へご一報ください。
また、令和2年5月以降に外部評価（前年度の延期分を含む）を実施予定の事業所におかれましては、外部評価実施事業者と協議を行い、延期する等の対応をお願いいたします。
- 6 小規模多機能型居宅介護事業所の自己評価及び運営推進会議を活用した外部評価の取扱いについて
令和2年3月2日付け事務連絡で通知した内容と同様に対応をお願いいたします。
- 7 運営推進会議等への市職員の出務について
本通知の取扱い対象期間中は、市職員の出務を見合わせますのでご了承ください。
- 8 留意事項
この通知は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（令和2年2月17日事務連絡）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（令和2年2月28日事務連絡）」問8において、介護報酬、人員・設備・運営基準について柔軟な取扱いを可能とすると示されており、この通知の取扱いが特別な事情に該当するものと判断し、本市における柔軟な取扱いを具体化するものです。
- 9 その他
各事業所におかれまして、新型コロナウイルス感染拡大防止について業務多忙中のところご尽力いただきまして感謝いたします。厳しい状況ではありますが、引き続き感染予防対策を行っていただきますようお願い申し上げます。

| |
|--|
| 問い合わせ先：笠岡市長寿支援課 (TEL 0865-69-2139 担当：清水・馬越) |
|--|